

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年6月25日

【会社名】 WDBホールディングス株式会社

【英訳名】 WDB HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中野 敏 光

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市豊沢町79番地

【電話番号】 079-287-0111 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 大塚 美 樹

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市豊沢町79番地

【電話番号】 079-287-0111 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 大塚 美 樹

【縦覧に供する場所】 WDBホールディングス株式会社 東京本社  
(東京都千代田区丸の内2丁目3番2号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成30年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月21日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円00銭 総額198,394,410円

ロ 効力発生日

平成30年6月22日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数及び文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

中野敏光、大塚美樹、黒田清行（社外取締役）、木村裕史（社外取締役）及び中岡欣也を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

鵜飼茂一、濱田聡（社外取締役）及び有田知徳（社外取締役）を監査等委員である取締役に選任するものであります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と定めるものであります。

なお、当該報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	158,906	2,812	-	(注)1	可決 98.26
第2号議案 定款一部変更の件	161,667	51	-	(注)2	可決 99.97
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)5名選任の件					
中野 敏光	161,420	296	-	(注)3	可決 99.82
大塚 美樹	161,461	255	-		可決 99.84
黒田 清行	156,241	5,475	-		可決 96.61
木村 裕史	149,999	11,717	-		可決 92.75
中岡 欣也	161,460	256	-		可決 99.84
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
鶴飼 茂一	161,253	463	-	(注)3	可決 99.71
濱田 聡	156,236	5,480	-		可決 96.61
有田 知徳	148,267	13,449	-		可決 91.68
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬額設定 の件	161,517	112	-	(注)1	可決 99.93
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件	161,505	124	-	(注)1	可決 99.92

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。